

令和8年度 小規模農家等グループ支援事業 手続きの流れ

補助事業対象者	時期	丹波市 農林課
<p>補助金交付申請</p> <p>必要なもの：「要件確認シート」 「補助金交付申請書」 「収支予算書」 「事業計画書」 「見積書」 (2者以上、中古は1者のみ) 「カタログ」 「誓約書」 「資金計画書」 「消費税の申告等確認書」 「残存耐用年数証明書」 (中古のみ)</p>	<p>機械契約前</p>	<p>補助金交付決定</p> <p>「補助金交付決定通知書」とともに、実績報告書、補助金請求書様式などを送付します。</p> <p><u>※補助金交付決定の前に契約された機械は、補助対象になりません。</u></p>
<p>機械検査の連絡（日程調整）</p> <p>機械が納品されたら、<u>すぐに</u>市担当者までご連絡ください。機械検査にうかがいます。 <u>検査前に使用された機械は、補助対象になりません。</u></p>	<p>機械導入</p>	<p><u>※機械使用前に、補助対象機械の検査にうかがいます。必ず、機械使用前に検査する必要があります。</u></p>
<p>補助対象機械の検査</p>		
<p>補助金実績報告※</p> <p>必要なもの：「補助事業実績報告書」 「収支決算書」 「契約書」 「納品書」 「請求書」 「振込依頼書の写し または通帳の写し」 「動産保険の証書写し または動産保険への加入が確認できるもの」</p>	<p>機械代金支払後</p>	<p>補助金支払</p> <p>指定された口座に振り込みます。 (請求からお振込みまで1ヵ月程度)</p>
<p>補助金請求</p> <p>必要なもの：「補助金請求書」</p>		

※補助金実績報告は、「機械代金を支払ってから30日以内」「令和9年3月31日」のいずれか早い日までに行ってください。